(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
広島市安芸区瀬野南町字一井木山二四〇番二から同市安芸区中野東町字京之岡六〇九四番まで	〇・〇〇～一一四・五〇メートル　四・六一〇キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十六年三月二十九日

〇中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市安芸区瀬野南町字一井木山一〇二五二番一から同市安芸区中野東二丁目一五七六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日

〇中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尾道市長江三丁目七一九二番一から同市東則末町六九九七番三まで	前	二三・〇〇～七四・六〇メートル	〇・二五九キロメートル
	後	二三・〇〇～六〇・二〇メートル	〇・二五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

〇中国地方整備局告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定し、及び指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
尾道市長江三丁目七一九二〇番一九から同市長江三丁目七〇三四番三まで	一八・八〇～六〇・五〇メートル　〇・一四〇キロメートル

(四) 指定を解除する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
尾道市長江三丁目七一九二番四から同市長江三丁目七〇八四番二まで	一八・八〇～六〇・五〇メートル　〇・一六四キロメートル

(五) 指定する期日　平成二十六年三月二十八日

〇中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	尾道市長江三丁目七二〇〇番一九から同市長江三丁目七〇八四番二まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

〇中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三原市長谷一丁目二一〇七番六から同市長谷五丁目三八九番三まで	前	一三・五〇～四〇・八〇メートル	一・一六五キロメートル
	後	一三・五〇～二九・九〇メートル	一・一六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

〇中国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	三原市長谷一丁目二一八四番一から同市長谷五丁目三八九番三まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

〇中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 路線名　中国横断自動車道尾道松江線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三次市吉舎町海田原字殿平三一番一から同市四拾貫町二九九番一まで	前	二二・〇〇～四一・四八メートル	一一・三三一キロメートル
	後	二二・〇〇～四一・四八メートル	一一・三三一キロメートル

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

〇中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　中国地方整備局長　栗田　悟